

買受け及び借受けの要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、買受け及び借受けの要望を受け付けています。  
 国有地の売払い及び買付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。  
 借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。  
 買受けや借受けの要望に関する詳細については、受付担当までお問い合わせ下さい。  
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや買付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承願います。

■ 石川県所在物件 令和8年5月1日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望					借受要望					事務所等	担当	電話番号	備考
				買受参考価格(※1)		貸付けの種類			借受可能期間	借受要望受付期間	借受参考賃付料等(※6)						
				前入札時の最低売却価格(円)	前入札の公示日	一時貸付け(※2)	3年を超える貸付け(※3)	事業用定期借地権の設定による貸付け(※4)				一般定期借地権の設定による貸付け(※5)					
1	金沢市神谷内町9-4番	宅地	145.42	○	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
2	金沢市霞2丁目4-51番	宅地	209.36	○	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
3	金沢市千田町イ1番	田	770.32	○	-	-	○	○	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	農地
4	金沢市平和町1丁目12番7	宅地	2,958.73	×	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
5	金沢市宮保町イ151番1外1番	田 雑種地	351.34	○	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
6	金沢市山の上町6-26番	宅地	238.65	○	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
7	金沢市弥生3丁目274番1外1番	宅地	475.63	○	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
8	七尾市田鶴浜町ト113番	宅地	89.25	×	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
9	七尾市中島町崎山巻4番3外1番	田 宅地	661.48	○	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
10	小松市下栗津町イ4番3外1番	雑種地	650.00	○	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
11	小松市下秋野丙5番	宅地	150.64	○	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
12	小松市向本折町ワ154番3	宅地	744.33	○	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
13	珠洲市正院町正院沢〇部31番	畑	201.00	○	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
14	珠洲市仁江町参字159番	雑種地	6,544.11	×	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
15	加賀市福原町イ34番	宅地	850.22	○	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
16	加賀市山代温泉巻274番外2番	宅地	309.75	○	-	-	○	○	○	○	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
17	羽咋市飯山町ト39番	宅地	277.79	○	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
18	白山市ハツ矢町554番	宅地	806.52	○	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
19	白山市米光町45番外1番	宅地	524.19	○	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
20	河北郡津幡町字清水リ333番1	宅地	148.26	○	-	-	○	○	○	○	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
21	羽咋郡宝達志水町今浜タ215番6	宅地	263.71	○	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
22	鹿島郡中能登町一青ヨ107番1	雑種地	597.45	○	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
23	鹿島郡中能登町長川ヌ74番	雑種地	161.00	×	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
24	鳳珠郡穴水町字岩車ハ4番17	山林	408.20	○	-	-	○	×	×	×	借別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第559号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

(※5) 「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

(※6) 「借受参考賃付料等」は、一時貸付け等の入札を実施している場合に公告した直近の最低賃付料(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)、貸付けの種類、「貸付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低賃付料と「借受参考賃付料」は大きく異なる場合があります。

お問い合わせ先  
 北陸財務局管財部(国有財産売却担当) TEL(076)292-7875